

○上尾市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱

平成20年5月29日市長決裁

**改正**

平成25年3月25日市長決裁

平成28年3月31日市長決裁

平成29年3月28日市長決裁

平成31年3月29日市長決裁

上尾市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強い住宅の整備を促進するため、改定埼玉県建築物耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき策定した埼玉県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画をいう。）及び上尾市建築物耐震改修促進計画（改定版）（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項の規定に基づき策定した上尾市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画をいう。）において定めた建築物の耐震改修の促進を図るための施策の一環として、市内に存する既存木造住宅（第4条第1項に規定する既存木造住宅をいう。第3条において同じ。）について耐震診断を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「耐震診断」とは、建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による登録を受けた者が開設する建築士事務所に限る。）又は建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて同法第2条第2項に規定する建設業を営む者に限る。）に属する建築士（建築士法第2条第1項に規定する建築士をいう。）が、同法第3条から第3条の3までのいずれかの規定に基づき設計又は工事監理をすることができることとされた木造建築物に対して、次に掲げる耐震診断の方法によって地震に対する安全性に関し診断を行うことをいう。

(1) 一般財団法人日本建築防災協会作成の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による建築物の耐震診断の方法

(2) 前号に掲げるもののほか、平成18年国土交通省告示第184号(建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針)別添の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」の「第1 建築物の耐震診断の指針」における方法と同等と認められる建築物の耐震診断の方法

(補助金の交付を受けることができる者)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、耐震診断を実施する既存木造住宅に現に居住している者であって、かつ、市税を滞納していない者とする。

(補助の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会2317号国土交通事務次官通知)に基づく住宅・建築物耐震改修事業に該当するものとして、市が当該補助金の交付の決定を受けたものであって、次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に違反していることが明らかな建築物を除く。以下「既存木造住宅」という。)に対して実施する耐震診断とする。

(1) 市内に所在していること。

(2) 一戸建て住宅又は兼用住宅(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。)であること。

(3) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

(4) 補助金の交付を受けようとする者又はその2親等以内の親族が所有するものであること。

(5) 在来軸組構法(太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的構法を含む。)又は枠組壁構法によって建築されたものであること。

(6) 地階を除く階数が2以下であること。

2 補助金の交付の対象となる経費は、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ—16—(12)—①第1項第3号において定める費用を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、耐震診断に要する費用の額(当該額に1,000円未満の端数金額が生じるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、その額が10万円を超えるときは、補助金の額は、10万円とする。

(交付申請書の提出期限)

第6条 規則第5条第1項の交付申請書の提出期限は、市長が定める期日とする。

(交付申請書の添付書類)

第7条 規則第5条第1項第5号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 既存木造住宅耐震診断事業概要書（第1号様式）
- (2) 付近見取図、配置図及び平面図
- (3) 当該既存木造住宅に係る固定資産評価証明書その他の当該既存木造住宅の所在地、所有者及び建築年次を確認することのできる書類
- (4) 耐震診断に要する費用についての見積書の写し
- (5) 市長が補助金の交付の申請をする者の市税の納付の状況及び居住の状況を確認することについて、当該申請者が同意していることが明らかとなる書類（第2号様式）
- (6) 当該既存木造住宅の所有者以外の者が申請する場合は、当該申請者が既存木造住宅の所有者の2親等以内の親族であることが確認できる書類

2 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の交付申請書には、同項第1号から第3号までに掲げる書類の添付は、要しない。

（補助事業の軽微な変更）

第8条 規則第7条第1項第1号及び規則第10条第1項の市長の定める軽微な変更は、補助金の額に変更が生じないものとする。

2 補助事業者は、補助事業の計画の軽微な変更をしようとするときは、遅滞なく耐震診断計画変更報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（状況報告の方法）

第9条 規則第11条に規定する報告は、書面でこれを行わなければならない。

（実績報告書の提出期限）

第10条 規則第13条第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の1月31日までとする。

（実績報告書の添付書類）

第11条 規則第13条第1項第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 耐震診断報告書（第4号様式）
- (2) 次に掲げる事項が記載された耐震診断の経過及び結果に関する書類
  - ア 地盤及び基礎の状況、建築物の改修の履歴並びに耐震診断の結果に基づく診断資格者の所見
  - イ 耐震補強の案
- (3) 付近見取図及び各階平面図

(4) 現地調査の状況を示す写真(外部写真、内部写真及び接合部写真)

2 規則第13条第2項の規定に基づき、同条第1項の実績報告書には、同項第1号及び第2号に掲げる書類(同号については、契約書の写しに限る。)の添付は、要しない。

(交付請求書の提出期限)

第12条 規則第16条第2項の規定による補助金等交付請求書の提出は、規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該通知をした日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、これを行わなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成25年3月25日市長決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日市長決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の上尾市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の市予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成29年3月28日市長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上尾市既存木造住宅耐震診断補助交付要綱の規定は、平成31年度分の市予算に係る補助金から適用する。

第1号様式(第7条関係) (略)

第2号様式(第7条関係) (略)

第3号様式(第8条関係) (略)

第4号様式(第11条関係) (略)